

## 福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書

### (趣旨等)

第1条 この協定は、災害等の発生時に、福島県（以下、「県」という。）並びに県内の市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という。）が、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定は、県並びに別表1及び2に掲げる市町村等の相互間において締結するものとする。

### (定義)

第2条 この協定において「災害等」とは、地震、津波、台風等の自然災害及び一般廃棄物処理施設の事故その他緊急事態により一般廃棄物の処理が困難となる事象をいう。

2 この協定において「災害廃棄物等」とは、災害等により生じた一般廃棄物をいう。

3 この協定において「応援」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
- 二 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- 三 災害廃棄物等の焼却、破碎等の実施及び処理業者のあっせん
- 四 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の処理に関し必要な行為

### (応援要請)

第3条 市町村等は、応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記様式第1号）により県に必要な調整を求めるものとする。ただし、応援要請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により県に必要な調整を求め、その後速やかに応援要請書を県に提出するものとする。

2 県は、応援を要請した市町村等における災害等の状況及び応援要請の内容を踏まえ、県内の市町村等に応援を要請するものとする。

3 前2項の規定は、市町村等が直接他の市町村等に応援を要請することを妨げない。この場合において、応援を要請した市町村等は、その旨を県に報告するものとする。

4 応援を要請された市町村等は、可能な限りこれに応じ、応援を行うものとする。

### (自主的な応援)

第4条 緊急に応援を行う必要があると認めた市町村等は、自主的に応援を行うことができるものとする。この場合において、応援を行う市町村等は、その旨を県に報告するものとする。

**(経費負担等)**

第5条 応援に要する経費は、原則として、応援を要請した市町村等が負担するものとし、その支払い方法等については、応援を要請した市町村等と応援を行う市町村等の間で協議し、決定するものとする。

2 応援を行う市町村等が、第2条第3項第三号の焼却、破碎等を実施した後の残さについては、応援を要請した市町村等が引き取ることを原則とするが、応援を要請する市町村等と応援を行う市町村等の間の協議により、応援を行う市町村等が処理することを妨げない。

**(災害廃棄物処理体制の整備及び情報交換)**

第6条 市町村等は、災害の発生に備えて一般廃棄物処理施設の能力を確保するとともに、施設の耐震化や浸水対策に努めるものとする。

2 市町村等は、平常時から、災害等発生時における応援が円滑に行われるよう、必要な情報を相互に交換するなど、情報の共有に努めるものとする。

**(この協定の締結に係る市町村等の同意の方法)**

第7条 この協定の締結に係る別表1及び別表2に掲げる市町村等の同意は、県宛ての協定締結に係る同意書(別記様式第2号)に記名押印することにより証するものとする。

2 県は、県が記名押印した協定書及び前項の同意書を編綴して協定書本書として保有し、その写しを作成の上、市町村等に配付するものとする。

**(地位の承継)**

第8条 この協定を締結した市町村の合併、一部事務組合の構成団体である市町村の廃置分合、共同処理する事務の変更等により、当該市町村等の地位を承継した者は、この協定に係る当該市町村等の地位を承継するものとする。

**(協議)**

第9条 この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

令和3年6月18日

福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県知事

内堀 雅雄

別表1の県内市町村長及び  
別表2の一部事務組合管理者



別表 1

No.	市町村名	No.	市町村名	No.	市町村名
1	福島市	21	檜枝岐村	41	塙町
2	会津若松市	22	只見町	42	鮫川村
3	郡山市	23	南会津町	43	石川町
4	いわき市	24	北塩原村	44	玉川村
5	白河市	25	西会津町	45	平田村
6	須賀川市	26	磐梯町	46	浅川町
7	喜多方市	27	猪苗代町	47	古殿町
8	相馬市	28	会津坂下町	48	三春町
9	二本松市	29	湯川村	49	小野町
10	田村市	30	柳津町	50	広野町
11	南相馬市	31	三島町	51	檜葉町
12	伊達市	32	金山町	52	富岡町
13	本宮市	33	昭和村	53	川内村
14	桑折町	34	会津美里町	54	大熊町
15	国見町	35	西郷村	55	双葉町
16	川俣町	36	泉崎村	56	浪江町
17	大玉村	37	中島村	57	葛尾村
18	鏡石町	38	矢吹町	58	新地町
19	天栄村	39	棚倉町	59	飯館村
20	下郷町	40	矢祭町		

別表 2

No.	一部事務組合名	No.	一部事務組合名
60	川俣方部衛生処理組合	67	白河地方広域市町村圏整備組合
61	伊達地方衛生処理組合	68	喜多方地方広域市町村圏組合
62	須賀川地方保健環境組合	69	安達地方広域行政組合
63	東白衛生組合	70	会津若松地方広域市町村圏整備組合
64	石川地方生活環境施設組合	71	双葉地方広域市町村圏組合
65	田村広域行政組合	72	南会津地方環境衛生組合
66	相馬方部衛生組合		

別記様式第1号

福島県災害廃棄物等処理応援要請書

年 月 日

福島県知事

市町村長等

福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書に基づき、下記のとおり応援の調整を要請します。

記

1 連絡先

- (1) 担当部課
- (2) 連絡先責任者
- (3) 電話
- (4) FAX
- (5) 電子メールアドレス

2 災害廃棄物等に関する状況

(分かる範囲でその概要を記載すること)

3 応援要請内容(例示)

(1) し尿

- ア 仮設トイレの必要な基数、期間、設置場所等
- イ バキューム車の必要な台数、期間、応援場所等
- ウ 他市町村等の処理施設により処理するし尿の量、応援期間等

(2) ごみ

- ア 収集運搬車の必要な種類、台数、期間、応援場所等
- イ 他市町村等の処理施設により処理するごみの種類、数量、応援期間等

(3) その他

必要とする人員、資機材等の種類、数量、応援期間、応援場所等

# 同意書

福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援  
に関する協定の締結に同意する。

令和 年 月 日

福島県知事 様

印